第24期 軽井沢町農業委員会 第34回 総会議事録

発言者	内容			
	開会 13時30分			
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第34回総会			
	始めたいと思います。最初に市村会長からご挨拶をお願いいたしま			
	す。			
市村会長	委員の皆様、お疲れ様でございます。最初に新型コロナウイルス感染状況につい			
	て申し上げますが、佐久圏域の感染警戒レベルは小康状態、医療特別警報は解除			
	の状態が継続しています。			
	本日もマスクの着用など基本的な感染対策をして総会を開催いたします。			
	さて4月に入りまして、暖かい日が続き、定植作業に従事されている方もいます			
	が、今週になりまして、低温が続き凍霜害への懸念が県から示されております。			
	作物への影響などを考慮し、保温資材の被覆を実施するなどの対策をお願い			
	いたします。			
	さて、第24期農業委員会も残りの期間がわずかとなりました。7月で改選とな			
	りますが現在、次期委員の任命に向けての手続を進めております。皆様のご協力			
	により各地区から農業委員、推進委員の選出をいただきましたことに厚くお礼を			
	申し上げます。4月23日に町議会議員選挙が行われ、議会は新体制となります			
	が、6月議会に次期農業委員は同意議案を提案して、同意を得た後に、町長の任			
	命となります。推進委員は会長からの任命となりますことをご報告いたします。			
	先月の総会時にも周知した委員の一人一人の活動内容について皆様にご記入い			
	ただいた日誌に基づき、事務局でまとめました。別紙で活動日数等、1年間の活			
	動をご確認ください。後程、事務局でもご説明をいたしますが、国の指針に基づ			
	き、委員の個人名以外の部分をホームページで公表することとなっております。			
	それと、4月から農地法3条の改正がございまして、今まで農業者が農業を行う			
	下限面積が5000㎡と定められている許可基準がありましたが、これが撤廃さ			
	れました。今後農地法3条での所有権移転や賃貸借等の許可申請が提出された際			
	には、この面積以下でも農地を取得できますが、農地の権利移動を制限している			
	のが農地法の趣旨でございます。農地全てが効率な利用がされるのか、年間で1			
	50日間、農業に従事しているのか、地域との調和は問題ないのかといった項目			
	のみで審査していくことをご承知ください。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係			
	長がご出席いただき、また土屋代理からのJA関係を含めて後程、各担当事案に			
	ついてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第3			
	4回総会を開催いたします。			
+ 1. + 2				
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽			

井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので同規則第17条の規定により、市村会長が議事を進行いたします。

市村初仁議長

規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。

青木事務局長

農業委員総数14名中、13名の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。儘田推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。

市村初仁議長

次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則 第14条の規定により、議席番号7番の諸星恵美子委員と議席番号11番の小林 朝夫委員の2名にお願いします。

次に4の事業報告について、事務局より報告願います。

青木事務局長

「事業報告の説明」

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。 事業報告について、質問等はございませんか。

委員

なし

市村初仁議長

無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」を議題にします。審議の前にお知らせいたします。

議案第1号番号1については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当りますので、佐藤寛治委員が退席となります。

(佐藤委員退席)

事務局より説明願います。

青木事務局長

議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから8ページをお願いします。

\_\_\_\_でございます。

農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、\_\_\_\_で、農地法による農地区分はになります。

それでは、申請書に基づき説明させていただきます。

	番号1について、に			
	のある、、です。は、おりまして			
	にのある、、、、だ、に			
	のある、、です。			
	次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、、、、			
	_、です。			
	権利設定の内容は、によるとなります。			
	次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考に			
	して下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。			
	農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、の、			
	は_でを_しまたが、_はではないことから、_より_			
	への_を_し、との_も_した為、とます。主な作付け			
	品目はキュウリ、ズッキーニ等でございます。			
	大型農機具関係は、トラクター1台、耕運機1台、管理機2台となっています。			
	農作業に従事する者関係についてでございますが、常時2名います。			
	次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、800m、車で3分、となって			
	おります。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、年間			
	日間となっており、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。			
	農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。			
	次に、農地法第3条第2項第5号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しませ			
	ん。次に、農地法第3条第2項第6号関係の周辺地域への影響ですが特に問題こ			
	ざいません。			
市村初仁議長	ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員			
	より説明願います。			
委 員	推進委員の佐藤一之が議案第1号番号1について説明します。さきほど事務局か			
	らも説明がありましたが、ががであるということで、私			
	が補足説明をいたします。にと_のでで			
	を。ははにいましたが、は_			
	はの、にしていることもあり、していません。			
	、がををしてを、をす			
	るです。には、にはのがあり、			
	へののはないといたします。皆様のご審議をお願いいたします。			
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、			
	先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方			
	はお願いします。			
<b>4</b> I				
委員	なし			

市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。 委 員 挙手 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可 市村初仁議長 決し、許可します。佐藤寛治委員の復席を認めます。 (佐藤委員復席) 市村初仁議長 佐藤委員に申し上げます。農地法3条申請について、許可となりましたので、お 知らせします。 次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題 にします。 事務局より説明願います。 青木事務局長 議案第2号番号1についてご説明します。 次第5ページ、補足資料9ページから 14ページ、をお願いします。 \_\_\_\_でございます。 \_\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_\_です。 \_\_は\_\_\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_\_です。\_\_\_の\_\_\_\_は、 \_でございますが、\_\_\_\_\_に\_\_\_に\_\_\_がございます。\_\_\_\_\_ の がある から を に \_\_\_\_ほど\_\_\_\_した\_\_\_\_\_の\_\_\_に\_\_\_\_があり、\_\_\_\_\_\_はその\_\_ \_\_\_に\_\_\_しております。 \_\_\_\_は、\_\_\_\_の\_\_\_\_の\_\_\_\_は\_\_、\_\_の\_\_\_にござい ますが、\_\_\_に\_していることで、\_\_\_\_が\_\_\_が\_\_\_が\_\_\_な\_、\_\_\_ を\_\_\_\_\_とのことでございます。また\_\_\_\_としても\_\_\_する\_\_\_であ ります。権利関係は\_\_\_\_による\_\_\_\_となります。それでは農地転用の一般 基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりま す。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用については、 \_\_\_\_、\_\_\_で\_\_\_となります。 資金の調達方法ですが、\_\_\_\_となり、\_\_\_\_が\_\_\_おれていま す。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません次に(施行規則第 57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、\_\_\_\_では\_\_\_から令 和 年 月末までが工事期間となっております。 次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。

次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域

整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成 のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。

また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議 案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。

委 員

市村初仁議長

ありがとうございました。土屋代理、補足説明はございますか。

委 員 なし

市村初仁議長

ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。

委員 なし

市村初仁議長

よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)

ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。

委 員 挙手

市村初仁議長

ありがとうございました。 賛成全員ですので、 議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。

よって、議案第2号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。 事務局より説明願います。

議案第2号番号2についてご説明します。次第5ページ、補足資料15ページか

### 青木事務局長

りました。

ら 21 ページ、をお願いします。 \_\_\_\_でございます。 \_\_\_\_\_に\_\_\_\_に\_\_\_\_です。 \_\_は\_\_ \_\_は\_\_\_\_\_に住のある\_\_\_\_\_です。\_\_\_の\_\_\_\_は、 \_、\_\_\_\_、 \_\_\_\_、 \_\_\_ は\_\_、 \_\_\_ は\_\_\_\_、 です。 \_\_でございますが、\_\_\_\_\_とな \_\_\_に\_\_\_\_、\_\_\_\_\_\_を\_\_\_する\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_ の に \_\_しております。 \_\_\_の\_\_\_は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_ を\_\_\_\_ でございます。 の に は、 や \_\_\_などの\_\_\_\_\_となり、その\_\_\_\_\_の\_\_\_\_を\_\_\_までは<u>\_</u>の\_\_ を\_\_\_して\_\_しておりましたが、\_\_\_\_が\_\_\_するとの\_\_\_がありまし て、\_\_の\_\_\_\_を\_\_\_\_いたところ、\_\_\_、\_\_\_の\_\_\_を\_\_\_、\_\_\_ を\_\_\_する\_\_\_を\_\_\_と行い、\_\_\_が\_\_したので5条申請を行うこととな

権利関係は売買による所有権移転となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。

ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用については、\_\_\_\_、\_\_、\_\_、\_\_、\_\_となります。 資金の調達方法ですが、\_\_\_\_となり、\_\_\_\_が\_\_\_されています 利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません

次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 許可後から令和\_年\_月末までが工事期間となっております。

次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われます。

次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。

また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議 案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号2について担当委員より説明願います。 委 委員番号1番の土屋史彦が議案第2号番号2についてを説明いたします。 員 \_に\_\_\_\_の\_\_\_、\_\_\_、\_\_とで\_\_\_\_を\_\_\_ました。\_\_ \_\_はさきほど\_\_\_\_\_から\_\_\_があった通りでございます。\_\_\_\_\_\_ \_\_\_\_の\_\_\_でありまして、主には\_\_\_\_\_の\_\_ \_\_\_\_とのことでございます。\_\_\_\_まで\_\_\_\_\_に\_\_\_だ、\_\_\_により\_\_ \_\_\_していたのですが、\_\_\_するということで\_\_\_しまして、とりあえず\_\_\_\_ \_の\_\_\_を\_\_\_\_の\_\_\_、\_\_\_\_をしておりました。ただ、その\_\_\_ が\_\_\_\_\_ですと\_\_\_\_を\_\_して\_\_しなければならず\_\_\_\_\_が \_\_\_になりますので、\_\_\_\_\_て\_\_\_て\_\_を\_\_\_おりましたところ、\_\_\_ \_\_\_\_\_との\_\_\_\_もまとまったことが\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_\_の\_\_\_\_ にも\_\_\_\_にも\_\_\_にもしていることもありまして、\_\_\_\_は\_\_\_の\_ \_が\_\_\_したということです。\_\_\_\_\_もこの\_\_\_\_は\_\_\_に\_\_\_\_おら ず、\_\_\_も\_\_\_\_のみを行っていたということで、ちょうどそういう\_\_がまと まったということです。\_\_\_\_\_は\_ではありますけれども\_\_\_に\_\_ がありますが、、のをわけですが、の \_\_\_よりも\_\_\_がかなり\_\_\_\_として\_\_\_するには\_\_\_\_できないと いう状況です。 は が でありますので、な いと考えます。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_は行わず、\_\_\_\_\_の\_\_への\_\_\_\_は \_\_\_\_と考えます。\_\_\_\_に\_\_\_にる\_\_と\_\_ととした。皆様のご 審議をお願いいたします。 ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。 市村初仁議長 委 員 ありません。 市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。 委 なし 員 市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。 委 員 举手 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号2を原案どおり可 市村初仁議長

決いたしました。

よって、議案第2号番号2を許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第2号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題 にします。

事務局より説明願います。

## 青木事務局長

議案第2号番号3についてご説明します。次第5ページ、補足資料22ページから 36ページ、をお願いします。

でございま	<b>きす。</b>	は_	いまし	て	に	住所のある
	が		1	のある_		です。
は	<i>\</i> [	のあ	っる			
です。	は、	ありまし	て		_>	······································
は、は_						は、_
は、です。	でござ	`いますカ	š,	に_	がこ	ざいます。
さきほど	の		なり、	カ <sup>-</sup>	·6	
なります	は、		は		)ある	
となりま	<b>きすが</b>	は_		が	_して	->
とのしての	KZ	_また		に	伴う	への
	かゞ	と	_L	を	ものでごさ	います。
権利関係はに』	tる	となりま	(す。それ)	では農地転	用の一般	基準につい
て説明させていたた	ごきます。					

ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の 資力・信用については、\_\_\_\_、\_\_、\_\_、\_\_、\_\_で\_\_\_ となります。

資金の調達方法ですが、全額自己資金となり、預金残高証明書が添付されていま す

利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません

次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 許可後から令和\_年\_\_\_\_までが工事期間となっております。

次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われます。

次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。

また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議 案第2号番号3については許可できない場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号3について担当委員より説明願います。 委 委員番号1番の土屋史彦が議案第2号番号3についてを説明いたします。 員 \_\_に\_\_と\_\_\_\_の\_\_\_\_、私とで\_\_\_\_\_を\_\_\_。\_\_ \_はさきほどの\_\_\_の\_\_\_になります。\_\_\_\_としましては、\_\_\_\_ の\_\_\_\_\_\_なんですけれども、こちらが\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の\_\_\_\_で、\_\_ でになるんですけども、こちらのので、 の\_\_\_\_\_もいましたが、\_\_\_\_に\_\_\_もいないし、\_\_\_\_も\_\_\_も くれないかという\_\_がありました。それから\_\_が\_\_\_\_\_いきました。この\_\_\_\_は \_\_\_\_で\_\_\_\_があるということで、\_\_\_\_\_にはなっているんですが、\_\_\_ は\_\_\_である\_\_\_です。\_\_\_と\_\_\_ですね。\_\_\_\_\_としては\_\_\_\_\_も\_\_\_ なので をかけたり、 するのが に なところだということ をお聞きしました。また\_\_\_\_\_の\_\_\_だけを\_\_\_しても\_\_\_が\_\_\_と いうことで、この\_\_\_の\_\_\_、\_\_\_、 のほうにも をしまして、こち らの\_\_\_も\_\_\_と\_\_が\_\_\_ということで\_\_\_をしたところ、\_\_\_ としてもこの\_\_\_はほとんどが\_\_\_で\_\_\_なので\_\_\_\_とい うことで、\_\_は\_\_\_\_ということです。\_\_\_\_\_が\_\_\_ れが\_\_\_\_、\_、\_と\_\_と、\_\_、こちらがさきほどの土 \_の\_\_\_なんですけれども、その\_\_\_\_\_が\_\_\_になります。ただ \_\_\_が\_\_\_\_より\_\_\_\_ほど\_\_\_\_になっております。そういったことから \_\_\_\_への\_\_\_や\_\_\_は\_\_\_\_と\_\_\_とします。皆様のご審議のほどよ ろしくお願いいたします。 市村初仁議長 ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。 委 員 ありません。 市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第2号番号3についてご意見のある方はお願いします。 委 なし 員 市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、 議案第2号番号3につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。 委 員 举手 市村初仁議長 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号3を原案どおり可

よって、議案第2号番号3を許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第2号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題 にします。事務局より説明願います。 青木事務局長 議案第2号番号4についてご説明します。次第6ページ、補足資料37ページか ら 43 ページ、をお願いします。 \_\_\_\_\_でございます。 \_\_\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_\_です。 \_\_\_\_は\_\_\_ \_\_\_\_\_に\_\_\_\_のある\_\_\_\_\_で は す。\_\_\_の\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_は\_\_、\_\_\_は\_ \_\_\_\_です。場所でございますが、\_\_\_\_\_に\_\_\_に\_がございます。\_\_\_\_ \_\_\_の\_\_\_、\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_\_\_ほど\_\_\_した\_\_\_\_\_になりま す。\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_の\_\_\_\_は\_\_\_\_の\_\_\_に\_\_\_しておりますが、 が となったため、 で を したいものでございます。 権利関係は\_\_\_\_による\_\_\_\_となります。それでは農地転用の一般基準につ いて説明させていただきます。 ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資 力・信用については、\_\_\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_、\_\_\_ となります。 資金の調達方法ですが、 と からの となり、それぞれ \_\_\_と\_\_\_\_が添付されています利害関係につきまして、抵当権等は設定さ れておりません 次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 許可後から令和\_年\_月末までが工事期間となっております。 次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施 行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しませ ん。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状 況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法 第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害 防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5 号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号4については許可で きない場合に該当しません。 市村初仁議長 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号 番号4について担当委員より説明願います。 委 員 推進委員の成田が議案第2号番号4についてを説明いたします。 に \_\_\_\_と\_\_\_\_で\_\_\_を\_\_\_しました。こちら\_\_\_\_\_の

決いたしました。

		だったんですけれ	ιども、が	でできな
	くなってしまい、	もができない	ということで、	から
	なんですが、の_	とは	みたいで	、を
	したいという_を	のでの_にな	こったそうです。	を
	としてしまし	てこちらにを_	であります。	について
	はとしてが、		についてはに	がて
	   おり、にがない	いということで、	のほどに	を
	してをするとのこ	ことです。ですのでこ	このまでは問題な	よく行けます。
	についてはほとんど_	しております。	被害防除も提出され	ており、何ら
	問題はないかと判断いたし	)ます。皆様のご審議	養をお願いいたします	一以上です。
	ありがとうございました。	成田委員の説明の通	iりでありまして、補	足説明はござ
市村初仁議長	いません。			
	よって先ほどの事務局より	の説明と併せて、議	案第2号番号4につ	いてご意見の
	ある方はお願いします。			
委 員	なし			
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他に	こございませんでしょ	こうか。) ご意見がない	いようなので、
	議案第2号番号4につきま	こして採決を行います	-。 賛成の方は挙手願	<b>質います。</b>
委員	挙手			
市村初仁議長	ありがとうございました。	賛成全員ですので、	議案第2号番号4を	原案どおり可
	決いたしました。			
	よって、議案第2号番号4	! を許可相当として県	以知事に意見書を送付	けします。
	次に、議案第2号番号5	農地法第5条第1項	の規定による許可申	請書」を議題
	にします。			
	事務局より説明願います。			
青木事務局長	議案第2号番号5について		36ページ、補足資料	斗 44 ページか
	ら 50 ページ、をお願いし			
	でございます			
	です。は_			
	t,			
	はでございまして			ます。場所で
	ございますが、			
	のから	ほど	のとなり	)ます。

	しておりますが、がになったためにおいて、
	   がするためのをしたいものでございます。権利関係はとな
	ります。
	それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。
	ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資
	力・信用については、、、、、でとなり
	ます。資金の調達方法ですが、からのとなり、それぞれ
	が添付されています。
	利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません
	次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では
	許可後から令和5年12月末までが工事期間となっております。
	次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。
	次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域
	整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第
	57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。
	次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や
	配置図を見る限り問題無いと思われます。
	次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、
	問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農
	条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。
	また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議
	案第2号番号5については許可できない場合に該当しません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号
	番号5について担当委員より説明願います。
- I	
<b>姜</b> 員	のがについてをいたします。に
	とでを。はさきほど事務局説明 のとおりです。はででとしておりまし
	たががということでをことになりまして、こ
	ため。 ちらのとなりました。、、、、
	はのところで、さきほど申し上げましたがに、
	Language   Language
	いうことで、になったということです。こちらのとについて
	は
	なっておりますが、このは_がをしているのですが、そのへの
	も、にをするとのことです。そうすることのに
	0、に。とりすることで、このように  ののがにということで、このように
	しているとのことです。被害防除措置も提出されており、何ら問題はございませ

んので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

市村初仁議長 ありがとうございました。岩井委員、補足説明はございますか。

委員 ありません。

市村初仁議長 ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ

て、議案第2号番号5についてご意見のある方はお願いします。

委員なし

市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、

議案第2号番号5につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。

委 員 挙手

市村初仁議長 ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号5を原案どおり可

決いたしました。よって、議案第2号番号5を許可相当として県知事に意見書を

送付します。

市村初仁議長 次に議案第3号「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたしま

す。次第7ページ、補足資料51ページから52ページをお願いします。

青木事務局長 所有者からの申請による非農地判断についてご審議をいただくものです。借宿地

区でございまして、\_\_\_\_\_は\_\_\_\_に\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_

は\_\_\_\_、でございます。判断の理由は、\_\_\_\_しているため、となりま

す。以上、ご審議をお願いいたします。

市村初仁議長 ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はござい

ますのでしょうか。

委 員 なし

市村初仁議長 よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、

議案第3号につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。

委 員 | 挙手

市村初仁議長 ありがとうございました。賛成全員)ですので議案第3号を原案どおり可決いた

しました。よって、非農地通知を交付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用 地利用集積計画について」を議題にします。

事務局より説明をお願いします。

#### 青木事務局長

議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。

次第8頁から10項、補足資料は、54頁から58項をお願いします。

軽井沢町長より、農業委員会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、 農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございまし たので、審議をお願いいたします。4月の公告分でございますが、新規が1件、 1筆、面積は、7,972㎡、内訳は、田が7,972㎡、です。中間管理が9件、12 筆、面積が28,955㎡、内訳は、田が28,955㎡、です。合計で、10件、13筆、 面積は、36,927㎡で、内訳は、田が36,927㎡、です。集積計画及び申請書に つきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。

同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

## 市村初仁議長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画 の4月公告分について、ご意見のある方はお願いします。

委 員

なし

市村初仁議長

よろしいでしょうか。(他にございませんか。)

委員

なし

市村初仁議長

ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画4月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に報告第1号「農地等の土地の形質変更(客土等)届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

# 青木事務局長

報告第1号「農地等の土地の形質変更(客土等)届出について」をご説明いたします。次第は11ページ、補足資料は60から62ページをお願いいたします。地区は\_\_\_\_です\_\_\_は\_\_\_、\_\_\_に\_\_\_のある\_\_\_\_です。\_\_\_は\_\_、\_\_は\_、\_\_はです。申請理由は当該地は農振農用地内で現在耕作しておらず、町に草刈の依頼をしているが、今回客土により畑地化して、かぼちゃ等の野菜栽培を行うためでございます。

市村初仁議長

ありがとうございました。担当委員より説明をお願いいたします。

委 員

12番の佐藤が補足説明をいたします。内容はさきほど事務局説明の通りでありますが、草等の根がありこのままでは耕作ができないということであります。かぼちゃ等の栽培をする予定であり、周囲には何ら影響はないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

市村初仁議長

ありがとうございました。報告事項ではございますが、何かございますでしょうか。はい、堀川推進委員

委員

客土の高さはどれ位でしょうか。

市村初仁議長

はい、佐藤委員

委員

1. 3 mです。

市村初仁議長

はい、堀川委員

委員

隣接地へ流失したりしないでしょうか。

市村初仁議長

はい、佐藤委員

委員

現状の高さからは少し盛り上がるだけですので、周囲への影響はございません。

市村初仁議長

他にございますでしょうか。なければ次に6、のその他事項に進みます。

(1) の JA 関係、で土屋会長代理お願いします。

土屋会長代理

4月26日に浅農会のゴルフコンペに多数の委員の皆様ご出席いただきましてありがとうございました。それから今後の予定ですけれども、5月11日、12日に東京へ市場の視察に役員が行かれるとのことです。それから5月22日に第1回目の目揃会を開催するとのことです。4月の人事異動により販売の金井主査が望月支所へ異動となりました。代わりに市川調査役が軽井沢支所に異動となりました。それから圃場関係ですが、レタスの初出荷が4月24日となりました。それからサニーレタスが4月26日に初出荷となりました。ただレタスは4月1、2、9,10日に凍霜害で若干、剥離ですとか被害が大きくなっているということで心配ではあります。本日も霜があり、キャベツも第1回目に定植したものは全滅してしまったり、生育が遅れて2番手と同じになってしまったりと、地区によって異なりますけれども、若干凍霜害によって被害で出ているというような話は聞いております。私からは以上です。

市村初仁議長

JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

委 員 なし

市村初仁議長 なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。

岡沢補佐 別紙「佐久農業農村支援センター」資料等説明

市村初仁議長 ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますで

しょうか。

委 員 なし

市村初仁議長 なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。

佐藤農林振興係 別紙

長

別紙「凍霜害対策」等資料説明

市村初仁議長 ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょ

うか。

委 員 なし

市村初仁議長 なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。

青木事務局長 次第12ページをお願いします。

ア 会議行事日程

イ 配布資料等について

- · 全国農業新聞
- ・農業者年金加入推進ニュース
- 下限面積要件廃止
- ・令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
- ・令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
- ・令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等

市村初仁議長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。はい、堀川委員。

委 員 推進委員の堀川ですが、下限面積についてですが、以前も佐久の方が競売で町内 の農地を耕作する目的で取得いたしましたが、耕作せずそのままになっていて、

その取得の際にわずかな土地を取得するのはそれはおかしいとの意見も申し上げましたが、民法上、裁判になると負けてしまうということで、結局、不動産として転売されてしまうのではないかと、おかしいと思っても許可になってしまったんですが、今回撤廃されると同じようなことがでてくると思うのですが、今までは3件くらいありましたが、下限面積が撤廃されると、民法上、大丈夫でしょうか。

青木事務局長

民法というよりも、農地法第3条の許可要件である、農業従事者やトラクター等の機械の保有状況、どのような作物を作るとかの内容の記載がないと、農地法上では農地としての取得は審議をしても許可できません。

市村初仁議長

はい、堀川委員

委 員

内容の記載がなくても、花豆や大豆を作るとか一般的な農作物を作るとなれば、 それは作れないよと言えないですよね。

青木事務局長

その場合は、農業従事者は年間で150日間従事する要件で審議いたします。もし150日に満たない場合は、必要な農作業に誰が従事するのか、その氏名も申請書に記載いただくことになります。申請者がJAや農業大学校など、どこで栽培技術を取得してきたのかも確認いたします。下限面積撤廃後での農地取得の協議が増えている状況でございます。事務局では協議者が各要件を満たせるのかどうか見極めるのが難しい状況でもありますので、一つの対策として、委員の皆様を交えて、役場の会議室などで面談を行い、皆様の専門的な知識のご助言をいただきながら事前協議を進め、委員の活動日数にもカウントできる取り組みを実施したいとも考えております。

市村初仁議長

その他、全体を通して何かございますか。

委員

なし

市村初仁議長

それでは、第24期軽井沢町農業委員会第34回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。

閉 会 15時28分